



はんの木の風



苫小牧市拓勇東町4丁目8番1号

TEL 0144-57-2800 Fax 0144-57-2830

URL <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/gakko/takuyu/>

挨拶のブラッシュアップに期待大！！

校長 高橋 慎治

苫小牧の初夏の風物詩ともいえる“濃霧”が発生する日が出始めました。調べてみますと、この霧は本道の太平洋側沖合を流れる寒流の親潮（千島海流）の上に南からの暖かい空気が入り発生したもので、海上から風に乗って陸地に流れ込むのだそうです。例年5～7月頃に多く起こる現象で、苫小牧にも初夏が近づいてきたことを実感しているところです。そのような中、子どもたちは休み時間になると、皆、元気よくグラウンドに飛び出していきます。

新学期がスタートして1か月ほどがたちますが、子どもたちの様々な変化や成長が感じられ、うれしいことや心温まることがたくさんありました。

朝、校門前で登校を出迎えていると、子どもたちが「笑顔で挨拶」をしてくれます。4月当初は、「おはようございます」と私が声をかけても、目を伏せたり、挨拶が返ってこなかったりという子もいて、「何かあったのかな」、「まだ、緊張しているのかな」と思いを巡らすこともありましたが、最近は、たくさんの子が挨拶をしてくれます。遠くから大きな声で挨拶をする子、マスクの上からのぞく目がしっかり笑顔であることを伝えていて、会釈する子など、その挨拶の仕方は様々です。

最近は、「相手の前で立ち止まって、目を見て、お辞儀をして」という礼儀正しい質の高い挨拶ができる子も学年を問わず増えています。「立派な挨拶ができたね。」と声をかけると、「はい！」と元気よく返事をして玄関に駆けだしていきます。

この朝のしっかりした挨拶は、休み時間などに廊下ですれ違う時の「こんにちは！」という挨拶、下校時の「さようなら！」、さらには帰宅したときの「ただいま！」という挨拶へとつながっていきます。

これからも、『**あ**いての目を見て、明るい声で **い**つも笑顔で **き**きに **た**える』挨拶ができるよう、教職員自らが範を示し、拓勇小学校の挨拶がこれからさらにブラッシュアップされていくよう努めていきます。

挨拶は人と人の心を結ぶ大切な行動であり、コミュニケーション手段です。そして、社会生活の基本です。ご家庭でもぜひ実践していただければと思います。

※ブラッシュアップ…「上を目指す」「磨きをかけてよくする」「さらによくする」の意味

休みが続きます ～事故なく安心・安全な5日間になるように～

5月2日（金）の開校記念日から6日（火）の振替休日まで5連休とまとまった休みになります。過ごし方はご家庭それぞれかと思いますが、健康管理にご留意いただき、事故なく安心・安全に過ごせることを願っています。道路の渡り方、自転車の乗り方など、ご家庭でも子どもたちと話をしたいと思っています。5月7日（水）、子どもたちの元気な笑顔を楽しみにしています。

5月 行事予定

1日(木)	1年生を迎える会	16日(金)	午前授業 教育相談⑥ 尿検査2次 職員定時退勤日
2日(金)	開校記念日	19日(月)	避難訓練(火災想定)
3日(土)	憲法記念日	20日(火)	いじめアンケート 子ども教育相談 クラブ① 内科検診5年・わかば
4日(日)	みどりの日	21日(水)	内科検診(6年・欠席児童)
5日(月)	こどもの日	22日(木)	児童会② ウォーキングバス PTA 役員会
6日(火)	振替休日	23日(金)	避難訓練予備日
7日(水)	知能検査(3・5年)5時間授業	27日(火)	クラブ② フッ化物洗口開始 交通安全教室(4年)
8日(木)	午前授業 教育相談① 心臓検診1年	28日(水)	青翔中学校区学校運営協議会会議
9日(金)	午前授業 教育相談② 交通安全教室(3年)	29日(木)	5時間授業
12日(月)	午前授業 教育相談③ 内科検診1, 2年	30日(金)	職員定時退勤日
13日(火)	午前授業 教育相談④ 防犯訓練	※運動会6月14日(土) 予備日15日(日)	
14日(水)	内科検診3, 4年		
15日(木)	午前授業 教育相談⑤ 防犯教室1年		

ウォーキングバス

運行スタート！！

4月24日(木)、今年度初運行。町内会、PTA、学校が協力し、子どもたちの安全を守る取組を今年度も進めていきます。6年生有志がリーダーとなり、頑張っています。(右の写真は昨年度のもの)

初めての給食、おいしいね！！

1年生の給食が始まりました。全学年とも、好き嫌いせず、必要な栄養をしっかりととり、行儀よく食べられるよう、担任や栄養教諭を中心に「食育」を行っています。



(児童ヘチラン等の配付基準について)

学校では外部より、児童向けにたくさんの配付物の依頼が来ます。

本校では以下の基準で精査し、配付するかどうか決定をしていますので、お知らせします。

①児童へ配付するもの

- ・本校および本校PTAからの案内
- ・国、文部科学省、道教委および市教委からのもの。また、これらの主催や後援があるもの
- ・他校や、公的な関係機関から依頼を受けたもの
- ・その他、学校長が必要と認めるもの

②配付はしないが、児童が自由に持ち帰りできるよう、各階の置き場に置くもの

- ・少年団活動等の勧誘案内
- ・営利目的ではない事業等のお知らせ

③配付も置き場に置くこともしないもの

- ・営利目的のもの
- ・学校長が不適当と判断するもの